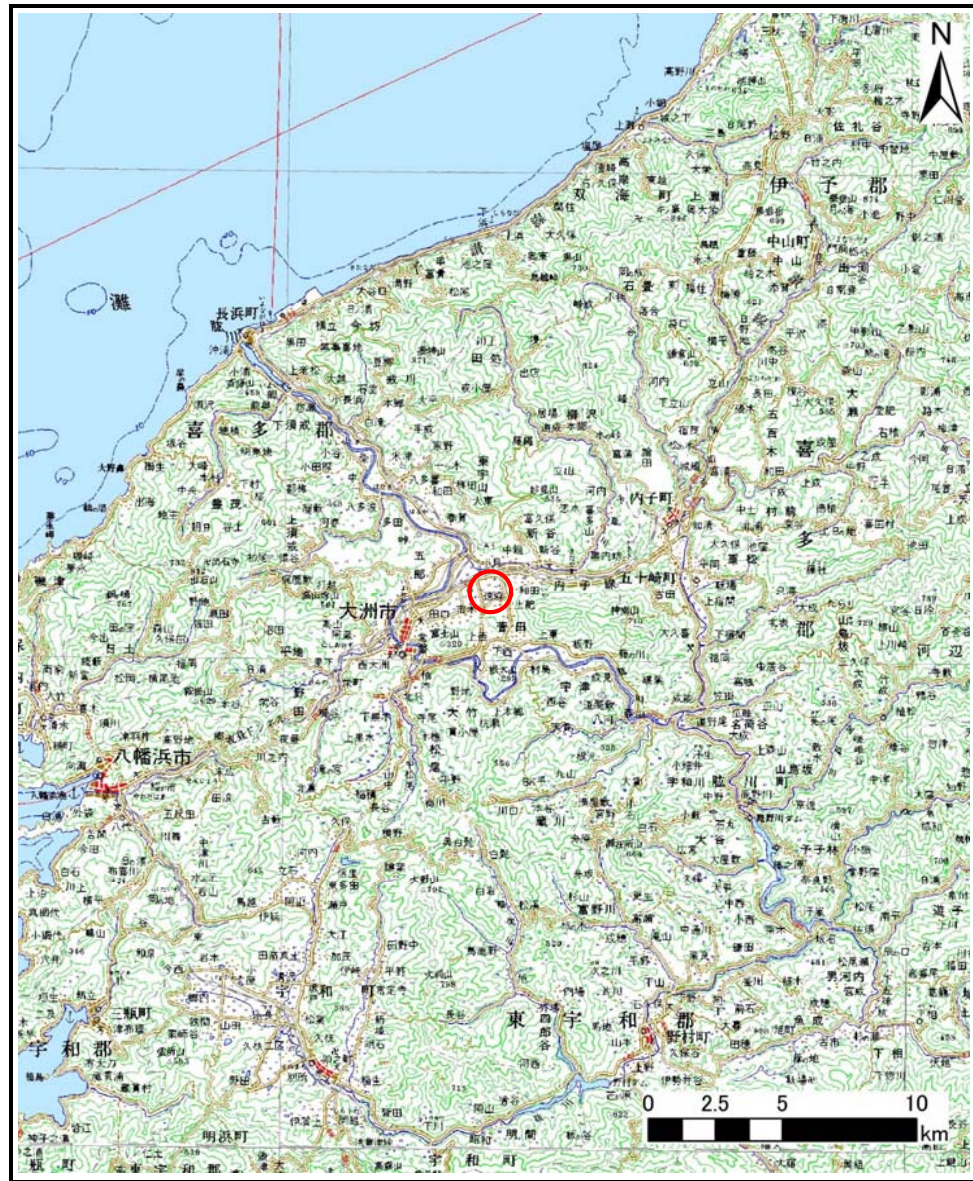
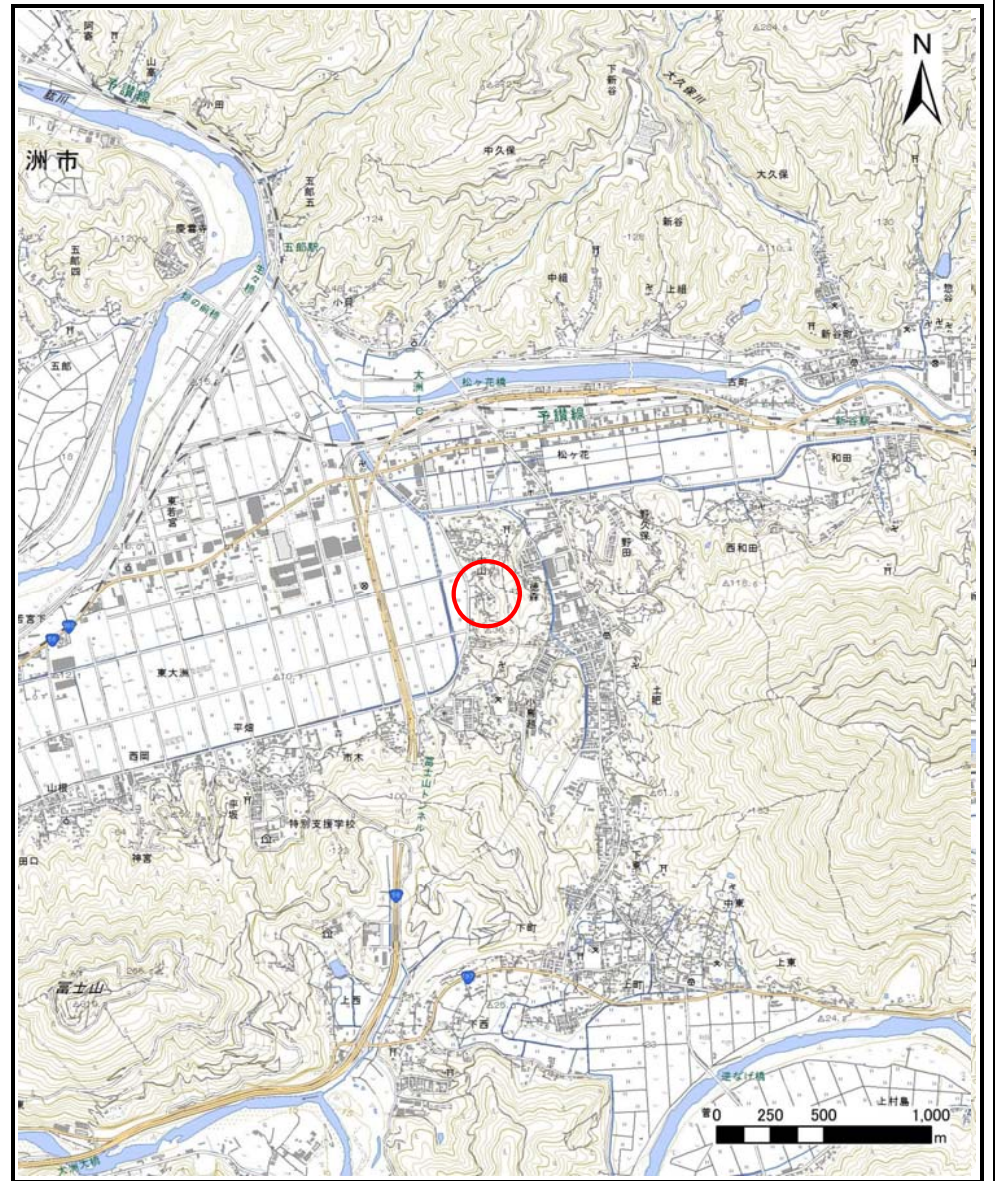


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



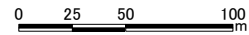
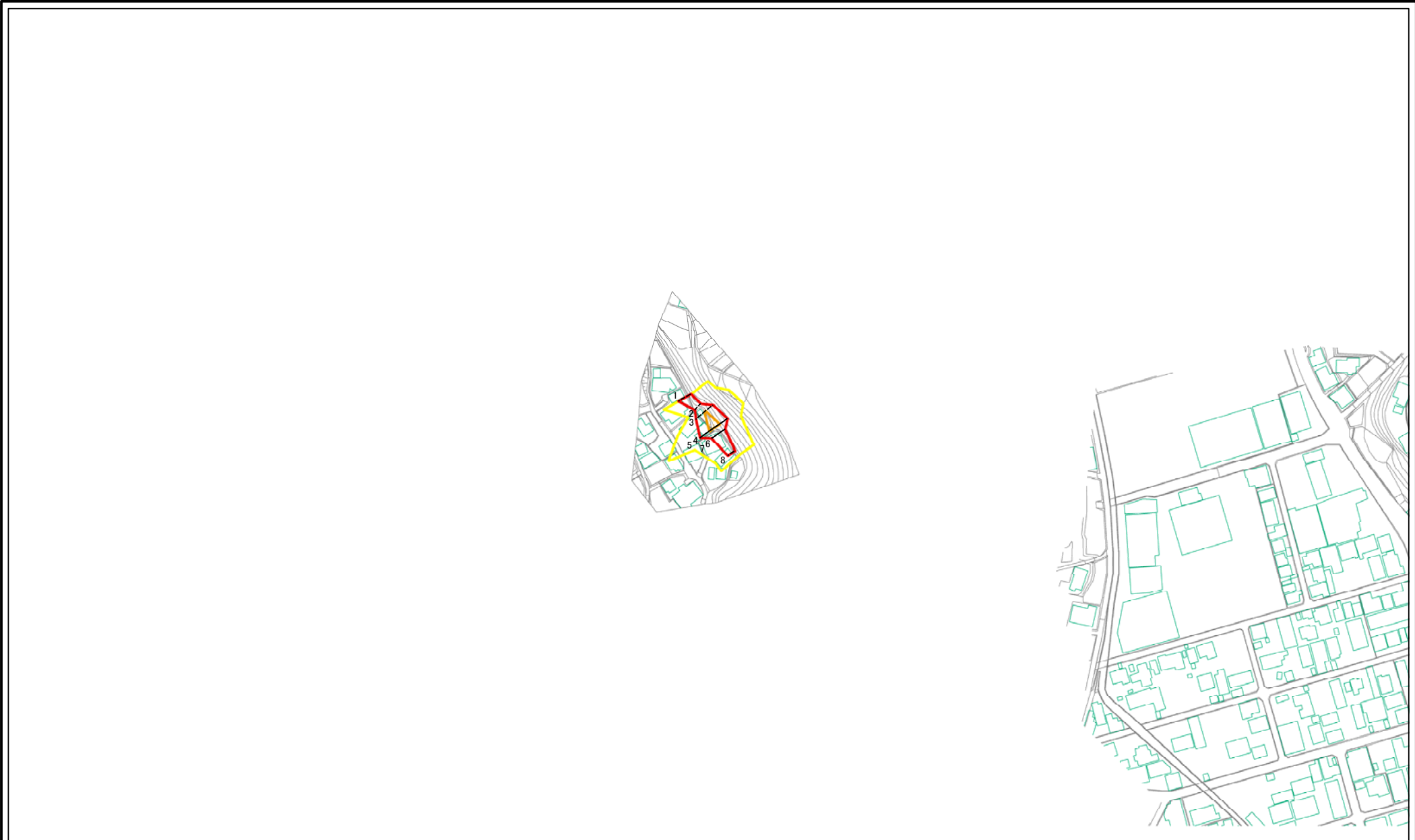
(1/25,000)

様式-1（急）
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	207-I-2703(1)
箇所名	中山
所在地	大洲市徳森

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1244号）承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

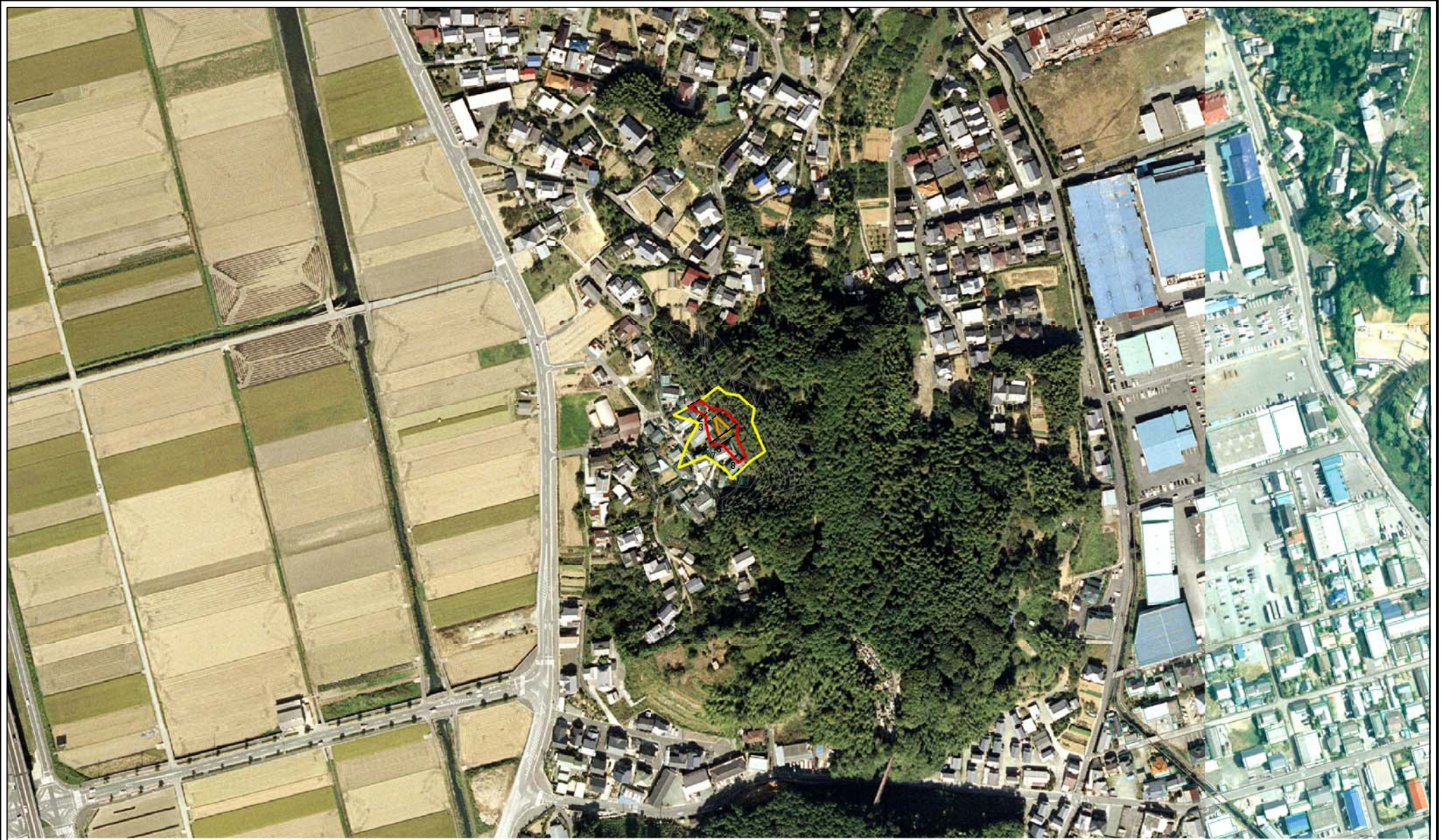
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 告示番号 愛媛県告示第1019号 告示年月日 平成29年9月12日	箇所番号	207-1-2703(1)	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			箇所名	中山	
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			縮尺	所在地	大洲市徳森
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域			1:2,500		
	それ以外の区域					

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

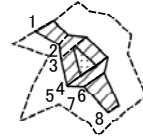


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二象の基準に該当する区域		自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 告示番号 愛媛県告示第1019号 告示年月日 平成29年9月12日	箇所番号	207-I-2703(1)
	土砂災害防止法施行令第三象の基準に該当する区域			箇所名	中山
	それ以外の区域			所在地	大洲市徳森
		縮尺	1:2,500		

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その2-1)

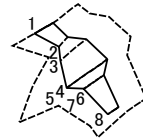


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	207-I-2703(1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	愛媛県告示第1019号	箇所名	中山
	それ以外の区域			告示年月日	平成29年9月12日	所在地	大洲市徳森

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	207-I-2703(1)
	土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域			告示番号	愛媛県告示第1019号	箇所名	中山
	それ以外の区域			告示年月日	平成29年9月12日	所在地	大洲市徳森

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の 場合、土石等の移動による力 が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを 超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の 場合、土石等の移動による力 が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを 超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさの うち最大のもの (kN/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大きさの うち最大のもの (kN/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大きさの うち最大のもの (kN/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大きさの うち最大のもの (kN/m ²)	土石等 の高さ (m)		力の大きさの うち最大のもの (kN/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大きさの うち最大のもの (kN/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大きさの うち最大のもの (kN/m ²)	土石等 の高さ (m)	力の大きさの うち最大のもの (kN/m ²)	土石等 の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	80.18	1.00	-	-	10.99	2.05	~								
2 ~ 3	-	-	100.00	1.00	-	-	13.08	2.44	~								
3 ~ 4	128.27	1.00	100.00	1.00	-	-	14.04	2.62	~								
5 ~ 6	-	-	100.00	1.00	-	-	14.03	2.62	~								
7 ~ 8	-	-	85.43	1.00	-	-	13.85	2.59	~								
9 ~ 10	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	207- I -2703(1)
	告示番号	愛媛県告示第1019号	箇所名	中山
	告示年月日	平成29年9月12日	所在地	大洲市徳森